



ファミリオさいか

☎0120-170-365

365日 24時間受付

〒641-0024 和歌山市和歌浦西1丁目1-19
TEL.073-444-1768 FAX.073-444-7204

<http://www.famirio.jp/>

ファミリオクラブ 会員規約

規約内容

■第1条(名称)

本会は、有限会社辻本葬祭/ファミリオさいかが主宰する「ファミリオクラブ」会員(以下「本会」と称します。

■第2条(所在地)

本会の事務局は、和歌山市和歌浦西1丁目1-19/ファミリオさいか内におきます。

■第3条(目的)

本会は、葬祭や仏事においてより地域に密着したサービスの提供を目的とします。

■第4条(会員)

入会申込者は、本会の目的や会員規約などを承認の上、所定の手続きを済ませ、本会が会員証を発行した方とします。

■第5条(入会申込)

成人以上ならどなたでも入会できます。申込者ご本人とご家族(二親等内の親族)全員が、いつでもその特典を利用することができます。

■第6条(入会手続き)

本会入会申込書の提出と、入会金の納付を以って入会手続きとします。入会金を納め、会員資格を取得した後に脱会しても、原則として入会金は返還しないものとします。

■第7条(会員資格)

所定の手続きを完了後、会員証の発行を以って会員資格取得とします。

■第8条(会員特典)

会員は、本会が提供するサービスに加え、今後本会が追加的に提供する新規サービスも受けることができます。なお、諸サービスの利用にあたっては、その都度、事前に会員証を提示するなど会員である旨をお申し出ください。お申し出がない場合、本会が提供する割引などのサービスを受けることができません。

■第9条(会員契約の解除)

1. 申込者本人が死亡した時。(但し、同居の親族が希望する場合は会員資格を継続することができます)
2. 会員が本規約に違反した時。
3. 本会の名誉や信用を傷つけ、または本会の秩序などを乱した時。
4. その他、会員としての品位などを損なうと認められる行為があった時。

■第10条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合、所定の手続きを行なうものとします。
2. 退会しても、入会金は返還いたしません。

■第11条(住所変更などの通知)

会員は、住所・電話・家族構成など、入会時の内容に変更があった場合には、本会へ届け出てください。尚、会員がこの届出を怠ったために生じた会員の特典などの喪失について、本会は一切の責任を負いません。

■第12条(規約の改定など)

本規約の改定、ならびに本規約に定めのない事項については、主宰者がこれを定めます。

■第13条(クーリングオフについて)

会員は入会申込日から8日間は、第15条に規定する「お問い合わせ・ご相談窓口」宛書面に通知することにより、本会への入会申込を撤回することができます。その効力は、書面(ハガキや封書)を発送した時点から生じます。この場合、入会申込者には解約金等の費用負担はなく、また、すでに支払われている入会金は全額お返しします。

■第14条(個人情報の取り扱いについて)

本会は、葬儀や仏事に関するサービスを行うにあたり取り扱う個人情報の安全管理を厳守することが重要な社会的責任であると認識し、プライバシー保護を企業活動における最優先事項として位置づけ、個人情報の適正な取り扱い・管理に取り組みます。

1. 個人情報の収集・利用
本会は、葬儀・仏事サービスの提供を目的として、その目的の範囲において個人情報の収集・利用を行います。業務実態に即した個人情報の保護のための管理体制を確立し、厳正な管理を行います。
2. 個人情報の安全保護
本会は、保有する個人情報はセキュリティ対策をはじめ、厳重に管理し、個人情報への不正アクセスや盗難、紛失、破壊、改ざん等の問題に対して、個人情報の保存・管理・廃棄などのルールを徹底し、予防ならびに是正措置を講じます。
3. 法令の遵守
当社は、法令その他の規範遵守に努めます。

■第15条(お問い合わせ・ご相談窓口について)

この契約についてのお問い合わせ、ご相談窓口は、下記の本会事務局にて行ないます。